

## 新市建設計画について

### 1. 新市建設計画とは

新市建設計画は新市を建設していくための基本方針を定め、これに基づく建設計画を策定しその実現を図っていくことにより、地域の発展と住民福祉の向上を図ろうとするものです。

新市建設計画実施事業は、特に合併により必要とされ、「伊達市の一体感のあるまちづくり」の創生のために必要な事業を、合併特例債を財源として実施するものです。

新市建設計画の各事業については、社会情勢の変化や財政状況を踏まえ、計画内容や計画期間の再設定など、着実かつ計画的に執行できる体制の構築や各種施策との連携を考慮し見直すこととしています。

今後、建設コストの増加や普通交付税などの財源が減少することが見込まれる中、進展する少子高齢化・人口減少社会において真に市民に必要とされる事業や、持続可能な市政運営に対応するための「選択と集中」を行いながら、有利な財源である合併特例債を有効に活用していくこととしています。

### 2. 新市建設計画審議会の役割

本市では、新市建設計画実施事業について見直しを行っています。

計画の策定・見直しにあたっては、全市的な視点において審議いただくために、新市建設計画審議会を設置しました。

新市建設計画の実施や見直し等について、審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができます。

### 3. 合併特例債とは

合併特例債とは、合併した市町村が新しいまちづくりのため、新市建設計画に基づき実施する事業のうち、特に必要と認められる事業に対する財源として、借り入れることができる地方債（借入金）のことをいいます。

合併特例債の活用は、令和7年度実施事業までに限られており、起債の限度額は353.3億円です。

なお、合併特例債は事業費のおよそ95%まで充当する（借り入れる）ことができます。借り入れた地方債のうち将来支払う元利償還金の70%が普通交付税によって措置されることとなっています。

#### 4. 具体的な事業について

昨年度完了した事業としては、本庁舎議会棟改修事業、伊達駅前整備事業、保原総合公園合宿所整備事業があります。

また、新たな行政需要に対応するため、財政状況を鑑みながら新規で実施する事業を設定しております。

- ・完了事業 206 事業（合併特例債発行額 23,559,000 千円）
- ・継続事業 14 事業（合併特例債発行額 10,986,100 千円）
- ・新規事業 3 事業（合併特例債発行額 544,000 千円）

具体的な事業の概要は資料 2・資料 3 で説明します。